

京 都 帝 國 大 學 經 濟 學 部 內 東 亞 經 濟 研 究 所

年 四 回 (二 月 五 月 十 月 三 月) 發 行

# 東 亞 經 濟 論 叢

第 一 卷 第 二 號

昭 和 十 六 年 五 月

フランスの對支經濟進出の回顧……………	經濟學博士 高垣寅次郎
重慶政府の戰時金融集權政策……………	十 龜 盛 次
法家の經濟思想……………	經濟學士 穗積文雄
江海關通貨の推移……………	商學士 大谷孝太郎
東亞社會政策の理念……………	經濟學士 出口勇藏
日清戰爭に於ける清朝の財政政策……………	經濟學士 柏井象雄
支那紡績勞働請負制度の様式……………	經濟學士 岡部利良
支那論 <small>における</small> ケネーとモンテスキュー……………	經濟學士 河野健二
支那銀行制度の調整……………	經濟學士 徳永清行
東亞經濟圈に於ける米生産の發展……………	經濟學士 大上末廣
東亞廣域經濟の爲替政策……………	經濟學博士 谷口吉彦

(禁 轉 載)

書 肆 有 斐 閣 發 賣

# フランスの對支經濟進出の回顧

高 垣 寅 次 郎

世界地圖はぬりかへられてゐる。國際情勢は急激に變轉して寸時も停まることをしない。嘗ては世界の政治經濟の上に、また海外發展の上においても、一大勢力たるを失はなかつたフランスが、今後國際的に如何なる地位を占めるに至るか、その海外進出の成果が如何なる歸着を示すかは重大な問題であり、東亞共榮圈建設の上にも多大の影響を有する問題である。それはフランスが東亞圈内に印度支那を領有し、なほ支那に少なからぬ權益を持つてゐるからである。その動向を導いて東亞共榮の理念に背反せしめないことは、日本の生存要求であり、印度支那の共榮的要望でなくてはならぬ。この小篇においてはフランスの支那に對する經濟的進出の回顧と現情觀測を試み、その特質を掴みたいのであるが、問題の理解に必要な限りにおいて、一二の前提的事實を述べることが許されたい。

## 一 列國の對支經濟進出の概觀

### 第一 列國の對支進出

地理的距離と地勢上の關係から支那は永く歐洲諸國から隔離され、わづかに隣邦の諸國と交渉をもつに過ぎなかつた。「隊商は絹を荷物にして二百四十三日を費し、支那海からシリア海岸までア

「シア大陸を横ぎつた」と史家ギボンに記してゐるが、實質的には支那はまだ歐洲諸國に向つて鎖されてゐた。十六世紀に歐洲から廣東への航路が開かれても實質的の變化はもたらさず、支那の扉が西洋のために開かれたのは、それより三百年も後のことであつた。即ちポルトガル人が一五一七年に支那に來て、一五五〇年頃には貿易のためにマカオに定住するようになり、オランダ人とイギリス人がそれに續いたのは、それから一世紀も後のことであつた。その間ロシア人は北から支那に近づいて、一六八九年ネルチンスク條約 (Treaty of Nerchinsk) によつて互に貿易上の利益を收めた。歐洲人の支那に求むる動機は全く貿易であつた。

十八世紀に入つて次第に廣東並にマカオにおける取引が盛になり、支那の特産物たる茶、絹等を輸出したが、それに對して支那にはまだ歐洲商品に對する需要が起らず、稍もすれば片貿易に終つてゐた。その差額を埋めるに役立つたものは阿片であり、銀であつた。支那は貿易上より見ればそれ程自給自足的であつたのであり、支那が世界第一の文明國であると云ふ自負心をもつてゐたのである。歐洲の貨物に對してほんとの需要の起り始めたのは、十九世紀に入つてからと云つてよい。

阿片戰爭に結末をつけた南京條約 (一八四二年) は、種々の意味において支那の對外關係の上に重要さをもつたのであつた。それは支那が歐洲諸國と正式の條約を結び對等の地位を認めたものであることに於て、歐洲諸國がその要求を支那に押しつけて通させる最初の證明であつたことに於て、又歐洲諸國の對支政策の基礎を築いたことに於て、重要な意味をもつたのであつた。イギリスのつけたこの先鞭に倣つて、フランス (一八四四年)、アメリカ (一八四四年)、スウェーデン、ノルウェー (一八四七年) の諸國との間に條約が結ばれ、歐洲の勢力は公然自由の

關係において支那に進入するようになった。

支那と列國との交渉の歴史を四つの時代に分ち、(一)十八世紀末に至る迄の歐洲隔絶の時代、(二)それより天津條約に至る迄の歐洲諸國進入 (Admission) の時代、(三)その後世界大戦に至る歐洲諸國侵攻 (Aggression) の時代、(四) 民國革命より現在まで清算平衡化の時代とするものがある。<sup>1)</sup> とにかく十九世紀の前半に於てはイギリスを先達として列國が次第に入り込んで來た跡が見られ、後半に於ては列國は競つて攻略的態度に出て來た事を注目すべきである。民國革命は支那の國民的自覺をよび起したものであつたが、日支事變は更に民族的反省を促すものである。ながく歐米の殖民地化せられ、經濟的利益を壟斷されてゐた支那は、その本然の地位に眼ざめ、東亞共榮圏の一翼として日本と提携して民族的發展を遂げなくてはならぬ時が來てゐるのである。

**第二 フランスの東亞進出** フランスは歐洲を除いた何れの部分にも、本國の面積に二十倍する廣大な植民地を持つてゐるが、その本格的な發展は十七世紀の央ばに始まつたと稱してよい。それはヘンリ四世を初め宰相リシュリュー (Richelieu)、コルベール (Colbert) 等の努力によつたものであつて、米大陸から東西兩印度に發展した。當時西歐諸國を風靡してゐたマアカンティリズムの思想に立脚して、本國生産者のために市場を確保し、航海業を發達せしめ、本國に必要な原料資材を獲得することを目的としてゐた。

十八世紀の世界歴史の骨子は英佛の植民政策の衝突とも云ふべく、オランダの國力の衰微とそれに伴ふ植民的勢力の後退のためにフランスがその地位に代り、茲にイギリスとの間に角逐が行はれるようになった。その結果は概ねフランスの後退となり、その状態のままに十八世紀末から十九世紀前半にわたる歐洲の動亂期を迎へた。

1) Frederick Whyte, China and Foreign Powers, An historical review of their relations, London 1827, P. 1.

列國は内政上並に勢力均衡上の問題のために海外發展に意を用ふる機會を得なかつたが、一旦攪亂された國內の秩序も整ひ、國際勢力の均衡も保たれるようになるに連れて、餘力を海外に向けて富強を圖らうとする傾向が再び強くなつて來た。列國がその對象としたのはアフリカ大陸であり、十九世紀末に至つて漸く一段階を示したが、フランスは北部並に中央に亘つて廣大な植民地を得た。

列國の東亞進出もほぼ之と前後して盛んになつた。イギリスの印度及び海峽植民地の獲得、ロシアの南進、ドイツの南洋群島進出等はその著しい現象であつて、日本の大陸發展、アメリカのフィリッピン領有、機會均等主義による東亞への關心強化等は、東亞に於ける事態を繁くするに至つた。フランスもこれ等の間に伍して決して後れをとつてはゐなかつた。

フランスの東亞進出は印度支那を足場として行はれたものであつたが、その出動は葡・蘭兩國よりも後れてゐた。それは日本を逐はれてこの地方に移つたゼスイット派 (Jesuits) の築いた地盤の上に傳道を第一の目標とし、同時に貿易をも伴つてゐたものであつた。十八世紀の末頃ピニオー司教 (Pigneau de Behaine) は、叛亂のために首都順化を逐はれてゐた安南親王族阮福映を援け、その代償としてツアーラン (Tourane) 及び崑崙島 (Pouls Con-done) を獲ることゝなつた。フランスが印度支那に干渉の端緒をなしたのは、この一七八七年のヴェルサイユ條約であらうが、當時フランスの革命とそれに次ぐ政變のために、條約は實現されるに至らなかつた。阮福映はかくフランスの力を借りて安南を統一し、一八〇二年王位に就いたが、然しその後繼者は佛人の專横を憎み、宣教師を迫害したために、フランスはそれに藉口してスペインと聯合し、先の條約の履行を迫つたが容れられず、一

八五九年に西貢を占領した。この事件は一八六二年の西貢條約によつて解決し、フランスはこれによつて交趾支那の東部三州及び崑崙島の割讓を受け、印度支那に確乎たる地歩を占むるに至つた。その翌年には、當時安南とシヤムとの間に苦しめられてゐたカムボヂヤもフランスの保護領となつた。

斯くしてフランスは印度支那の南部地方に足場をえたが、關心は次第に北方に移つて行つた。この頃から紅河を通じて雲南に出で、更に揚子江流域から四川の寶庫を開拓しようとする野心をもつてゐたと云はれる。然るに安南政府は紅河航行に對して抗議したから、一八七三年フランスは紅河デルタを占領し、一八七四年の西貢條約によつて交趾支那六州の占有、安南に對する保護權の確認、紅河の航行並に通商の自由を獲た。フランスの政治情勢が安定し、この方面に對する關心を深めて來たとき、安南はその勢に恐れ、支那と通謀して叛亂を起し、また條約の履行を拒否しようとした。フランスはその背信を憤り大軍を派してこれを責めた。その結果一八八三年の條約によつて、トンキン是完全なるフランスの保護領となり、一八八四年の天津條約によつて支那は從來トンキン及び安南において有してゐた權益を失ひ、同年安南との平和條約によつてカムボヂヤに對する保護權を強化することになつた。ラオスにフランスの保護權が確立されたのは一八九三年の佛暹條約によるのであつて、ラオスを助けシヤムを撃退して自己の勢力範圍に加へた結果である。かくて印度支那におけるフランスの支配權は打ち立てられたが、聯邦組織が印度支那に結成されたのは一八八七年であつた。フランスの對支進出は更にこゝを足場として企てられた。<sup>2)</sup>

フランスには植民地は高價である、何よりも採算のとれることが必要であると云ふ思想が起きてゐた。印度支

2) 佛印に就ての文獻は少なくないが殊に次の諸書は最も參考とすべきものと思ふ。Charles Robequain, *L'Évolution économique de l'Indochine française*, Paris, 1939; 外務省南洋局, 佛領印度支那經濟發達史, 昭和十五年(前掲書の邦譯), 東亞經濟調查局, 南洋叢書第二卷, 佛領印度支

那のために拂つた莫大な犠牲に對して何等の報酬も得られないと云ふのは實に堪えがたいことであると考へた。植民地は本國製品の市場として留保されることが必要であり、植民地の原料品又は本國に類似品のない生産物が排他的に本國に行くような組織こそ善良な植民組織であつて、それから一步でも離れるようならば、植民地産業は却つて本國産業に對する敵であると云ふ考へがあつた。<sup>3)</sup>

然るに第一次歐洲大戰にあつては、印度支那の軍隊や糧食がフランスに供給せられ、従つて印度支那開發論が再び頭をもたげて來た。大戰後フランスの植民熱は更に昂揚せられ、印度支那にはフランス資本による事業會社が簇出し、投資は増加し、學術的研究も盛んになり、小説や映畫による紹介も盛んになつて、フランス一般の注目をひくようになった。近くは又印度支那の特殊地位を認むる傾向となり、佛支間一九二八年の南京條約において、印度支那の地位は他の協定を以て確定する旨の議定書を附屬せしめ、又一九三二年には日印支間のみの特別協定を許した如きは、その動向を示すべき一つの指針であつた。<sup>4)</sup>

總じてフランスの海外發展は政治的形式的權益はあるが、經濟的實質的效果を收めてゐない。それは國情の反映とも云ふべきであらうか。そのことは佛印の状態にも現はれてゐるのであつて、そこには統治された佛印は見られるが、經濟的に働き文化的に動く佛印を見ることは出来ない。この状態は打開さるべきであつて、東亞共榮圏の一環として、東亞民族のために、又フランスの利益のために、印度支那はもつと積極的に經濟活動を起さなくてはならぬ。

那篇，昭和十二年，Virginia Thompson, French Indo-China, London, 1937.

3) Robequain, op. cit. pp. 146. 邦譯書，八一頁。

4) 尙ほこれ等の點に就ては R. Levy, Les conséquences du développ-

## 二 フランスの對支投資の沿革

外國に對する經濟的進出は、財貨、資本、勤勞の移動の形態をとるべく、列國の對支活動は多方面にわたつて國により異なる特色を示してゐる。こゝではその總てに亘らず、専ら投資活動についてフランス進出の經過を見て行きたい。それは定着的性質を有し、あらゆる經濟活動の地盤となり、抜きがたい勢力となるが故に、フランスの投資活動が如何なる状態にあるかは、國際情勢より見て甚だ興味ふかい問題である。

### 第一 日清戰爭に至るまで

フランスの對支活動は天津・北京條約の締結に至るまでは、大體イギリスに追隨する方針をとつて來た。同條約の締結以後は次第に積極性を加へ、印度支那の邊境から支那本土を窺ひはじめた。即ちフランスは西貢條約（一八七四年）によつて、紅河口より雲南省境に至る航行權を獲得したが、當時清國政府は安南に對する宗主權を主張したため、交渉は佛清間に移され、フランスは右の航行權に併せて、雲南省内の紅河航行を佛國船舶に許すべきこと、雲南省の一港を通商のため開放すべきことを要求した。清國は頑強にこれを拒否したがために佛清間の衝突を招いたが、清國は徹底的にこれに抗することを得ず、一八八四年及び一八八五年の兩度の條約によつて次の如き權利をフランスに與へるに至つた。

- 一、清國は雲南省境保勝・廣西省境諒山を通商口岸として開放し、佛國領事の駐在を認める。
- 二、トンキンと雲南・廣東・廣西各省との陸路通商に關する章程の議定を約す。
- 三、清國政府が安南隣地一帯に鐵道を建設する場合には、フランスの事業團に協力の機會を與へることを約す。



す。

斯くの如くフランスは十九世紀後半以來、南境から支那南部三省に向つてその勢力を浸透せしめんとする素地を築いた。當時フランスの對支投資が幾何に上つたかに就ては、ルヴィーが一八九七年に於てフランスの支那に有する諸利益を五億法を見積つてゐる以外には、これを具さに知ることを得ない。<sup>5)</sup> 然し諸般の事情より察すれば、日清戰爭に至るまでのフランスの對支投資は、大部分貿易商社に關聯するものと、布教團體の所有する土地建物によつて占められてゐたことは疑ふべくもない。

## 第二 日清戰爭後より日露戰爭に至るまで

日清戰爭の結果として一八九五年日本が遼東半島を領有せんとしたとき、フランスはロシア・ドイツと共に三國干渉により日本を壓迫すると共に、ロシアと共同して支那に對し賠償金支拂のため四億法の借款に應じた。同年フランスは印度支那諒山より廣西省龍州に至る鐵道敷設權を得、更に雲南・廣西・廣東における鑛山經營の際には、技師その他の所要人員をフランスに求むべきことを約さしめた。次で一八九七年には海南島不割讓協定を結ぶと共に、ベルジウム・シンデイクートの名を藉りてロシアと共に京漢鐵道借款の設定を策し、武昌取極並に上海取極を通じて百十二億五千萬法（四百五十萬磅）の蘆漢鐵路借款を締結した。この鐵道利權は後にイギリスの資金的援助の下に支那によつて回收されたが、他方龍州鐵道を廣西省の南寧及び百色方面まで延長する權利、並に百色河又は紅河の流域を貫いて安南國境と雲南省首都とを結ぶ鐵道敷設權を獲得した。その翌一八九八年の租借地獲得戰に當つては廣州灣を租借し、トンキン國境より雲南府に至る鐵道の敷設權を獲た。

5) R. G. Levy, "Fortune Mobilière de la France à l'Étranger," "Revue des Deux Mondes," March 15, 1897, P. 439.

斯くの如くフランスは日清戦争後、雲南・廣西及び廣東西部における勢力圏の強化を圖ると共に、鐵道利權の設定に忙しかつたが、當時實際に所有してゐた鐵道は僅に諒山・フランクソン (Phuikang Thuong) 間の一小軌鐵道に過ぎなかつた。然るに一八九八年フランスの下院は、雲南鐵道會社に補助をなし得る權限を印度支那政廳に與へる法律を議決し、一九〇一年六月同政廳は巴里のシンディケートに雲南鐵道の建設及び海防・雲南間鐵道の營業を特許したのであつた。かくして一九〇三年滇越鐵路公司 (La Compagnie Française des Chemins de Fer de Indo-Chine et du Yunnan) が設立せられ、支那との間に中法合訂滇越鐵路章程が結ばれた。この鐵道會社は形式上合辦となつてゐるが、事實上は滿洲における東清鐵道會社と性質を同じうし、純然たるフランスの會社であつて鐵道はフランスの財産であつた。

フランスは又雲南鐵道の建設と前後して、正太鐵道借款、汴洛鐵道借款を許し、更に一九〇〇年の義和團事件に際しては、支那の賠償金總額四億五千萬海關兩の中七〇、八七八、二四〇海關兩を得ることゝなつた。

當時のフランスとの對支投資活動を通じて見られる顯著な特色は、イギリスに對抗するためにロシアとの間に緊密な提携の行はれたことである。當時フランス資本は露清銀行 (Banque Russo-Asiatique) を通じて各種の對支借款に投下されたのであつたが、これは勿論露佛合作の銀行であつた。この銀行はもとロシアの東方政策殊に東清鐵道敷設權の獲得と相俟つて、所謂「鐵道と銀行による支那の征服」を目的として設立されたものである。その資金の過半をフランスに仰いでゐる關係から、フランスもまたこの銀行を對支經濟進出の機關とし、これを通じてフランス資本の投下が行はれたのであつた。ロシアに對するフランスの投資關係はかくれもない事實であつ

た。

### 第三 日露戦争後より第一次歐洲大戰に至るまで

日露戦争におけるロシアの敗戦はその極東政策を挫折せしめたが、それはフランスの對支投資活動の上にも一大轉機をもたらすものであつた。即ち日露戦争以前のフランスの投資活動はロシアとの緊密な連繫の下に行はれたものであつたが、それ以後は多年の競争者たりしイギリスと提携することになつた。例へば一九〇五年には英佛シンディケートを組織して川漢及び粵漢鐵道への貸付に應じ、一九〇八年支那側に京漢鐵道利權回收運動の起るや、五百萬磅の英佛共同借款に應ずるなどそれであつた。かくの如きフランスの態度の變化は、英佛の對獨關係が次第に緊迫化し、その結果一九〇四年の英佛協商を成立せしめた如き、當時の歐洲情勢の反映であること勿論である。同時にまたそれは、常に他國の背後に隠れ他國に便乘して利權を獲得するフランスの傳統的對支政策の現れであるとも云ひ得よう。

更に一九一一年湖廣鐵道借款をめぐつて列國間に角逐が行はれ、その結果として四國借款團の成立を見るに至つた際にも、フランスは東方滙理銀行 (Banque de l'Indo-Chine) をこの借款團に参加せしめ、借款總額六百萬磅の中その四分の一を引受させた。もとの銀行はその名の示す如く印度支那の開発を目的としたものであつて、當時なほフランスは専ら支那開發に従事する投資機關を有するに至らなかつた。佛支合辦の中法實業銀行 (Banque Industrielle de Chine) はかくの如き状態に鑑み、一九一三年に設立されたものである。爾來フランスは獨自の對支投資機關を持つて活潑な行動を起し得ることになつた。この銀行は設立間もなく袁世凱との間に一億五千萬法の實業借款を結び、その翌一九一四年には欽渝借款鐵道契約を結んだ。當時のフランスの投資活動は固より

かゝる單獨の投資のみには止らなかつた。その外にベルジュームと共同して一九二二年の隴海鐵道借款(二億五千萬法)、一九一三年の同成鐵道借款(一千萬磅)に應ずるなど、銀行を背景とし鐵道を對象とする支那の經濟的征服は、第一次歐洲大戰に至るまで着々と進められたのである。而してそれはこの期間の對支進出を特徴づけるものであつた。

**第四 第一次歐洲大戰後より滿洲事變に至るまで** 第一次歐洲大戰は歐米諸國をして支那を顧みる餘裕をもたしめたかつたが、戦後のフランスは戦争による深刻なる打撃と法貨暴落の影響によつて、再び對支進出を圖ること頗る困難を極めた。加ふるに對支投資機關として活動を期待された中法實業銀行は、法貨の暴落と放漫なる不良貸付、銀爲替思惑の失敗等のために、一九二一年遂に破綻の止むなきに至り、フランスの對支投資活動は一時全く停頓の状態に陥つた。フランス政府はこの銀行の破綻が極東の債權者に對してのみならず、フランスの對支政策に重大な影響を及ぼすものたることを認め、急遽これに救済すべく支那政府の協力を求めて中法實業銀行整理會社を組織した。然しその整理は所謂金フラン問題の係争と絡み容易に進捗しなかつた。

即ち一九二二年團匪賠償金の五ヶ年支拂猶豫期間の満了期が近づくと、フランスは該賠償金は向後支那に返還するもその使途は佛支兩國に有益なる事業に用ふることとし、第一には當時破産に瀕してゐた中法實業銀行の救済費に、第二には佛支間の教育並に慈善事業費に支出すべきことを提議し、支那側もこれに賛意を表した。かくて同行復活のため支那側の未拂込株金並に支那政府の同行に對する債務はこの賠償金より支出することとなつたが、當時フランスにては法貨の價值著しく低落せる折柄であつたから、支那側は支拂當日における電信爲替によ

る支拂を主張し、フランス側はこれを金法の爲替相場に變更すべきことを要求した。かくて銀行救済案は暫く停頓の状態に陥つたが、支那に於てはこれが政治問題と化し、フランスに於ては支那の關稅改訂に關するワシントン條約の批准及び饑饉救済のためにする輸入稅附加稅の提議に對し反對する原因となり、紛糾を極めることになつた。遂に一九二五年四月に至つて支那側の讓歩により、次の如き協定の成立を見ることが出來た。その要點は、一九二四年十二月以降フランスの受取るべき賠償金に相當する金額(三九一、五八一、五二九法)七五、五五六、九六四弗)の五分利付米貨公債を發行し、この公債は更にこれを(イ)中法實業銀行の極東債權者に交付し、(ロ)教育及び慈善事業を目的とする佛支協會に下附し、(ハ)支那政府の所有にかゝる中法實業銀行の未拂込株式の整理及び同行に對する支那政府の債務整理にあてることになつた。

この協定の結果として中法實業銀行は中法商工銀行 (*Banque Franco-Chinoise pour le Commerce et l'Industrie*) と改稱され、資本金を倍加して二千萬法にした。この頃からフランスの對支貿易も漸く戰前の水準に復歸したが、フランスの歐洲大戰によつて受けた瘡痕は深く、單獨に對支借款に乘出すほどの餘力はなかつた。假にその意圖があるにしても、その後支那に興つて來た民族運動によつて妨げられたと見るべきである。一九二〇年十月フランスは新四國借款團に加入して、再び對支投資を始めようとする態勢を示したが。これは歐洲大戰中に支那において急激に勢力を得た日本を牽制するために組織されたものであり、他の團體が支那に與へることを抑制する以外に、何等積極的な活動をなし得なかつた。その後滿洲事變に至るまでに、フランスの對支經濟は殆ど貿易の面に限られてゐた。

## 第五 滿洲事變後より最近まで

滿洲事變の當時フランスは深刻な世界恐慌の餘波を受けると共に、歐洲政局の紛糾をめぐる外交問題並に國內政治問題の調整に忙しく、極東に注意を向ける餘裕もなかつた。然し一九三三—四年頃より、蔣介石による支那國內統一運動の漸くその緒につくや、列國資本の支那への關心は再び昂まり、フランスも在支權益の維持に努めると共に、新たな經濟進出を策するに至つた。即ち一九三六年には蔣政權の成渝線（成都・重慶間）の敷設に當つて、中法商工銀行から三四五〇萬元の借款を與へたが、爾來印度支那を足場としてその方面から西南支那へ經濟的勢力を扶植せんとする野心は、以前に増して露はになつて來た。

恰かも支那事變の勃發するや、皇軍の沿岸封鎖のため蔣政權に歐米との連絡ルートとして、西南交通路の開發に全力を注がねばならなくなつた。フランスは之を以て絶好の機會として次の如き援助を與へた。即ち一九三八年には西南路線の建設會社 *Société Financier d'Enterprises en Chine* を上海に登記すると共に、蔣政權に對して次の如き條件の下に一億五千萬法の南寧・鎮南關鐵道借款を供與した。

一、佛國財團は次の條件にて國民政府に對して借款に應ずる。(イ)鐵道材料として一億二千萬法、(ロ)右材料に附帶的に必要なる材料購入費として三千萬法。

二、擔保。(イ)鹽稅收支剩餘金、(ロ)鎮南關・南寧間鐵道並に支線。

三、利子 年七分。

四、償還 元金の償還は契約成立後四年目より十二ヶ年。

五、工事の準備並に實施のために建設會社を設立。

フランスの對支經濟進出の回顧

六、建設會社は先づ鎮南關・明江間を完成の上漸次南寧に向つて工事を進め二年間に全鐵道を完了。

次で一九三九年末にはフランス銀行團と蔣政權との間にかねて交渉中であつた、四億八千萬法の川滇鐵路借款契約が成立した。これは雲南・貴州・四川の三省を結ぶ全長七二二軒の西南建設の幹線であるが、この借款によつて雲南省昆明より四川省敘州に至る二三〇軒の部分から工事は進められることになつた。またフランスは今次歐洲大戰の勃發前、イギリス及びビルマ資本と共同して、ビルマ・昆明を結ぶ狹軌鐵道の建設計畫に参加してゐることが傳へられてゐる。

然しフランスの支那における地位が事變以來重要性を増したのは、かゝる對蔣援助よりは寧ろ佛領印度支那が蔣政權の重要な物資輸送路となつたからであらう。周知の如く一九四〇年六月二十日フランスが援蔣物資輸送根絶に關する我國の申入を全面的に應諾するまでは、海防と昆明とをつなぐ滇越鐵路は蔣政權にのこされた最も重要な輸送船であつた。この鐵道の物資輸送量は一日六百噸に上り、事變前の三倍以上の物資を支那に向けて輸送してゐたが、フランスは更にこの鐵道と並行する公路を建設し、印度支那と西南支那との經濟關係を益々緊密化することを努めてゐた。道越鐵路がフランスの對支經濟勢力を伸長する上に、如何に大なる役割を果してゐたかについては、同國の駐支大使館商務參事官セイラン (Jean Sallens) が次の如く述べたことによつても知られる。

「滇越鐵道が昆明まで通じてゐる限り、重慶政府統治下の支那におけるフランスの商業的金融的權益は存在するものであると云ふことを、この際強調して置かねばならぬ。フランスの雲南における權益とは、殆ど滇越鐵道會社の有する權益に基くものと云つてよ<sup>6)</sup>」と。

6) Finance and Commerce, May 8. 1940

フランスの斯かる西南支那への勢力伸長策も、歐洲戦争におけるドイツへの降伏、それに續く援蔣物資輸送禁絶に關する我國の申入の全面的應諾及び皇軍の佛印進駐によつて、今や全く挫折するに至つた。フランスの在支經濟勢力の衰頹はもはや蔽はれぬ事實である。

### 三 フランス對支投資の現状と特質

列國の對支投資はその經濟的活動の状態を見る上に甚だ重要な問題であり、東亞研究所はその事業の第一歩として極めて組織的にその調査を行つた。その結果はまだ公表せられず利用するの便宜をえないが、その公表は多大の期待をもつて待たれてゐる。これまでのところ最も信頼されるのはリーマーの研究であつた。今その評價に從つてフランスの對支投資を見るに次の如くである。(單位百萬米弗)

	事業投資	政府債務	計
一九〇二年	二九・六	六一・五	九一・一
一九一四年	六〇・六	一一一・四	一七二・〇
一九三〇年	九五・〇	九七・四	一九二・四

即ち一九三〇年におけるフランスの對支投資は總額一億九千二百萬米弗であるが、事業投資の内譯は次のやうになつてゐる。(單位千米弗)

雲南鐵道	三二、〇〇〇
上海に於ける事業投資	三八、九〇〇
上海以外の事業投資	二、四〇〇

フランスの對支經濟進出の回顧



(内) 天津	一、二〇〇、漢口	六〇〇、その他	六〇〇)
收入を産む布致財産		二一、七〇七	
(内) 上海	一九、七八七、その他	一、九二〇)	
合計		九五、〇〇七	

その後の推移に對し如何なる評價を加ふべきかに就ては、まだ詳細なる研究發表を見ないが、フランスの保有する對支借款については、或る程度まで推定が試みられてゐる。例へば外務省通商局の算定に従へば、一九三九年一月一日における支那外債中フランスの持分は左の如くなつてゐる。<sup>8)</sup>

	財政部所管	鐵道部所管	合計
英貨 建	五、九六五、〇〇〇磅	三、九五七、一〇七磅	九、九二二、一〇七磅
佛貨 建	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇法	一六四、九八五、〇五〇法	二六四、九八五、〇五〇法
米貨 建	二四、九一九、五〇〇米弗	—	二四、九一九、五〇〇米弗
支那貨 建	—	三四、五〇〇、〇〇〇元	三四、五〇〇、〇〇〇元
合計元換算額	一九一、〇五一、〇〇九元	一一五、二六六、五二三元	三〇六、三一七、五二二元

即ちフランスの對支借款保有額を元に換算して合計すれば三億六百三十一萬元に達するが、更にその内譯を見らるに財政部所管の借款は六二・四%、鐵道部所管の借款は三七・六%の割合を占め、また支那の外債總額中フランスの持分の占むる割合は一八・七%に當つてゐる。<sup>9)</sup> 然しこの算定には支那事變勃發後フランスが蔣政權に與へたる龍州鐵道借款(南寧・鎮南關間)、川滇鐵道借款等は含まれてゐない。若しこれ等の借款が契約通り履行されてゐるとすれば、フランスの對支借款保有額は更に大なる額に達することは云ふまでもない。

フランスの對支投資に關する比較的最近の評價としては、この外に一九三八年九月ハンウエル (Norman D.

8) Finance and Commerce, Jan. 25, 1939 所載の調査その他により換算率は一九三八年一二月中の公定率による。外務省通商局, 佛國對支經濟勢力の全貌, 一五九頁。  
 9) 東亞經濟調查局の調査によれば、一九三七年七月一日現在においてフラン

Hanwell)の發表した調査がある。<sup>10)</sup>これは主として多年フランスの對支投資に就き精密な研究を行つて來たギイ・ラカム (Guy Lacem)の計算を利用したものであるが、その投資諸項目は次の如く表示されてゐる。

支那の外債中の持分	一、七四〇百万法
鐵道借款中の持分	三六〇
公共事業投資額	四五〇
雲南鐵道	一、六五〇
商業投資	二〇〇
私人の土地保有	六〇〇
布致團體の土地保有	八〇〇
合計	五、八〇〇

右の如くフランスの對支投資總額を五十八億法、これを弗貨に換算すればアメリカの對支投資約二億弗と匹敵すると見てゐるが、なほ彼はフランスの在支財産を總て擧げるとすればこの外に次の二項目を加へなくてはならぬとした。

(イ) 廣州灣の設備價格 二千五百萬法

(ロ) 支那國內の各フランス租界の價格市價換算 約八十億法

即ち各方面にわたつてフランスの對支投資は相當の巨額に上り、日本及びイギリスに次いで一大勢力を張つてゐた。而してその對支投資を一瞥するとき、そこには次のやうな特質の一貫してゐることを見るのである。

第一には利子所得に依存する國民の多いフランスは、支那に對しても活動的なる貿易上の利益よりは投資を重

スの對支借款保有額は三億一千七十萬元であつて、列國保有總額の一三・八%を占め、イギリス、日本に次で第三位にある。

10) N. D. Hanwell, France takes Inventory in China, in Far Eastern Survey, Sept. 28, 1938.

んじ、投資の中でも事業投資よりは借款投資に比較的重きを置いてゐる。フランスより支那への主要輸出品は、食糧品・織物・金屬製品・特許藥品・化學製品・染料・肥料・贅澤品等であるが、主として上海その他の開港場において消費せられ、輿地にまで行き渡るものは極めて少ない。一方フランスは支那から相當に多額の輸入をするが、その大部分はフランス本國に向けられるのではなく、その植民地に向けられる状態にある。かく借款投資が大きな比率を占めてゐるのは、他國の對支投資においてはその例を見ざるところである。

第二にフランスの對支投資においては借款投資と並んで、土地財産に對する投資が大なる割合を占めてゐる。第一次歐洲大戰後支那において國權回復運動が盛んとなり、イギリスの如きはこの勢に抗するを得ず、遂に漢口・九江の租界を返還するの止むなきに至つた際にも、フランスは依然として租界を守り、現に上海・天津・漢口・廣東の四ヶ所にその租界を維持してゐる。この中最も大にして且つ重要なるは上海の佛租界であつて、面積三、五二五エーカーに及び、事變前人口五十萬（内、外人二十萬、支那人三十萬）を擁してゐたが、事變後附近及び輿地よりの避難民によつて人口は激増した。元來上海佛租界の重要性は南工業地としてよりは、寧ろ住宅地及び歡樂地たることに存してゐたが、事變後この地は香港と同様に避難民景氣に恵まれ、そのためこの地に資本を投下せるフランス系の土地會社・私人及び布教團體等は少なからぬ利益を収めることが出來た。

第三には文化投資が大なる役割をもつてゐる。フランスの布教事業は古くより支那に入り込んだが、殊に十九世紀中「保護權」なるものを樹立して、他國に對して絶對に優越なる地位を占めるに至つた。現在フランスの舊布教事業は支那の開市場のみならず、輿地邊陲にまで深く浸入してゐる。宣教師はその生活を支那に同化する

と共に教會のみならず廣大なる土地及び數多の家屋を獲得して經濟的自立を策し、行政及び裁判の實權をも樹立して一見小王國の觀を呈してゐる。所謂文化投資なるものを經濟的意味において一種の投資と見るべきや否やは問題であるが、右の故にリーマーはフランスの舊教布教事業に就ては、「收入を生む財産」として英米の文化事業投資と異なる取扱をなし、事業投資中に含ませてゐるのである。

最後にフランスの對支投資を地域的に見れば、印度支那に接する西南支那に特殊の關心をよせてゐることを擧げねばならぬ。例へばフランスの事業投資の中雲南鐵道に對するものは一億六千五百萬法を占めてゐるが、この鐵道會社は鐵道事業の外に農業の經營に至るまで、多くの事業經營に手を擴げてゐる。この鐵道投資と布教團體の事業を除くとき、フランスの對支事業投資として残るものは、公共事業投資と若干の製造工業及び商業に對する投資にすぎない。

これを要するに第一次歐洲大戰後におけるフランスの對支態度は總じて防衛的であり、既得權益を守ることに汲々たる有様であつたが、西南支那に對しては特殊の關心を有し、事變後は殊に雲南の鑛産資源開發に少なからぬ熱意をもつてゐた。これ等の在支フランス權益が今後如何なる歸趨を示すかは、東亞にとつての大きな問題の一つでなくてはならない。